

平成 29 年度
地方独立行政法人宮城県立病院機構
年 度 計 画

平成 29 年 3 月

地方独立行政法人宮城県立病院機構

目 次

前文	1
第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とするべき措置.....	1
1 質の高い医療の提供	1
(1) 政策医療、高度・専門医療の確実な提供	1
イ 循環器・呼吸器病センター	1
ロ 精神医療センター	2
ハ がんセンター.....	4
(2) 医療機器、施設の計画的な更新・整備	5
イ 循環器・呼吸器病センター	5
ロ 精神医療センター	5
ハ がんセンター.....	5
ニ がんセンター.....	5
(3) 地域医療への貢献	5
イ 地域の医療機関との病病・病診連携の推進等	5
ロ 患者の紹介率、逆紹介率の向上	6
(4) 医療に関する調査研究と情報の発信.....	6
イ 調査・研究の推進	6
ロ セミナーの開催と広報活動の実施	6
ハ 学会等への積極的参加と関係機関への情報発信	7
ニ WEBサイト等を利用した疾病や検診の情報提供	7
2 安全・安心な医療の提供	7
(1) 医療安全対策の推進.....	7
(2) 院内感染症対策の推進	7
(3) 適切な情報管理	7
3 患者や家族の視点に立った医療の提供.....	8
(1) 患者や家族にとってわかりやすい医療の提供	8
(2) 病院利用者の利便性・快適性の向上.....	8

イ 患者待ち時間の短縮	8
ロ 快適な院内環境の整備	8
ハ 相談窓口の充実	8
ニ 患者満足度調査の定期的実施と分析	8
ホ 接遇に関する研修の実施	8
ヘ ボランティア受入体制の整備・充実	8
ト 通院の利便性向上に関する検討	9
チ WEBサイトの充実	9
リ 食事療養の充実	9
4 人材の確保と育成	9
(1) 医師の確保と育成	9
イ 医師の確保	9
ロ 研修医の積極的な受け入れ	9
ハ 研究・教育の強化	10
ニ 医師の資質向上	10
(2) 看護師の確保と育成	10
イ 看護師の確保	10
ロ 看護師の資質向上	11
(3) 医療従事者の確保と育成	11
イ 医療従事者の確保	11
ロ 医療従事者の資質向上	11
(4) 医療系学生への教育	11
(5) 事務職員の確保と育成	11
イ 事務職員の確保	11
ロ 事務職員の資質向上	11
5 災害等への対応	11
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	12
1 業務運営体制の確立	12
(1) 効率的な業務運営体制の推進	12

(2) 目標達成に向けた取組	12
(3) 全職員による経営改善	12
2 収益確保の取組	12
(1) 診療報酬や制度改定に対する迅速な対応	12
(2) レセプト検討委員会の定期的開催	12
(3) 未収金の発生防止の強化、早期回収	12
(4) 病床及び医療機器の稼働率向上	12
イ 手厚い看護体制に対応した、病床の効率的利用	12
ロ 医療機器の効率的な利用の推進	13
(5) 医業外収入の確保	13
3 経費削減への取組	13
(1) 有利な調達手法の活用	13
(2) 医薬品・診療材料等の効果的な管理	13
(3) 後発医薬品の導入及び調達医薬品等対象品目の整理	13
(4) 業務委託の検証	13
第3 予算、収支計画及び資金計画	13
1 経常収支比率の均衡	13
2 経営基盤の強化	14
(1) 予算	14
(2) 収支計画	14
(3) 資金計画	14
第4 短期借入金の限度額	14
1 限度額	14
2 想定される理由	14
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
第6 剰余金の使途	14
第7 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	14
1 人事に関する事項	14
(1) 医療従事者の迅速かつ柔軟な採用	14

(2) 定型的業務のアウトソーシングや有期職員等の活用	14
(3) 職員の業績や勤務成績を反映した業務評価制度の実施.....	15
2 就労環境の整備	15
(1) 活力ある職場づくり	15
(2) 職員の健康管理対策の徹底	15
(3) 職員の負担軽減と家庭環境への配慮.....	15
(4) ハラスメントの防止と的確な対応	15
3 病院の信頼度の向上	15
(1) 病院機能評価の認定取得.....	15
(2) 認定施設等の認定・指定の推進.....	15
(3) 医療倫理の確立	16
別紙1 (予 算)	17
別紙2 (収支計画)	18
別紙3 (資金計画)	19

前文

地方独立行政法人宮城県立病院機構は、平成23年4月1日の設立以降、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターの県立3病院を運営し、本県の医療政策の担い手として、民間の医療機関では対応が難しい政策医療や高度・専門医療を提供しており、県民に必要な医療を確保するという重要な役割を担っている。

平成29年度は、平成28年12月に宮城県知事から指示された中期目標を踏まえ、循環器・呼吸器病センターの医療機能の移管・統合に向け、関係機関と連携し必要な調整を行っていく。

また、国の医療制度改革や宮城県の地域医療構想を踏まえ、本計画を新公立病院改革プランの一部として位置づけ、安定した経営の下で良質な医療を提供できるよう、経営改革に取り組んでいく。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

宮城県の地域医療構想を踏まえ、以下に掲げるとおり県立3病院の果たすべき役割や将来像を明確化し、その実現に向けて取り組んでいく。

1 質の高い医療の提供

(1) 政策医療、高度・専門医療の確実な提供

イ 循環器・呼吸器病センター

(イ) 県北地域における医療拠点としての役割

県北地域基幹病院連携会議の検討結果を踏まえ、栗原中央病院等への機能移管に当たっては、循環器・呼吸器病センターから移管する医療機能の維持・充実のため、移管先等と調整を図りながら、循環器・呼吸器病センターが有する経験や知識、必要な医療技術を提供するなど、関係機関と連携して対応していく。

また、移管に伴う職員の処遇等についても栗原中央病院及び県と調整を図りながら対応していく。

医療機能の移管が完了するまでの間は、県北地域において、循環器系及び呼吸器系疾患に対する高度・専門医療を提供する医療機関であるとともに、県内唯一の結核患者受入医療機関として、質の高い医療を適切に維持・継続していく。

さらに、地域の医療機関との連携を重視し、高度医療機器を活用した検査の実施等、地域医療の支援拠点として求められる役割を果たすために他医療機関への働きかけを行い、連携強化に取り組んでいく。

(ロ) 循環器系疾患への対応

心臓カテーテル検査や狭心症、心筋梗塞等に対する経皮的冠状動脈形成術治療等の検査・治療実績に基づく医療技術により、循環器系疾患へ高度な専門医療を提供していく。

(ハ) 呼吸器系疾患への対応

呼吸器外科・呼吸器科を併設する医療機関として、医師の充足に努めながら、肺がんや肺気腫及びその増悪など、様々な呼吸器疾患へ高度な医療を提供していく。

(ニ) 結核医療を提供するための体制整備

県内唯一の結核入院患者の受入機関として、適切に結核医療を提供していく。

また、結核医療体制の充実を図るため、医師の育成や看護体制及び精度の高い結核検査体制を整備する。

(ホ) 感染症患者受入のための体制整備

重症呼吸器感染症にも対応できる呼吸器感染制御病棟を有しており、重大な感染症の発生に備え、東北大学等との連携強化や職員の専門性を高めるための研修を実施する。

また、感染症患者の受入訓練を保健所等と合同で実施し、関係機関との連携強化を進める。

(ヘ) 循環器系疾患・呼吸系疾患の予防に関する県民への啓発

県民の健康増進を支援するため、地域住民を対象とした出前講座や健康相談の実施、院内での定期的な健康教室の開催などにより、循環器・呼吸器系疾患の予防、早期発見・早期治療の重要性について、啓発活動を行っていく。

また、心臓病など循環器系疾患の再発防止のため心大血管疾患リハビリテーションを継続して実施していく。

(ト) 臨床研究の推進

東北大学等との連携を図りながら、高度・専門病院として、医療機能や医療水準の向上を図るため臨床研究の推進に努める。

また、その研究成果については、医療への活用とともに学会等での発表、専門誌への寄稿などにより情報発信を行っていく。

□ 精神医療センター

(イ) 精神科救急医療の提供

①高度医療の提供

多様な対応が求められる急性期治療をより向上させていくため、バックアップ病棟の有効活用等により、精神科救急入院料算定病棟を効率的に運用し、高度医療を短期間、集中的に行う。また、重要な課題となっている若者支援や早期介入、初発精神病・再発防止等のモデル的医療の提供については、県の地域定着支援事業を活用しながら、若年者へ早期介入・支援等を進める。

②救急・急性期医療の取組の推進

モデル的急性期医療の提供を目指し、救急・急性期医療プロジェクトチームを中心となって訪問との連動、デイケアの改革、社会参加と就労を視野に入れた支援を検討し、急性期治療指針やマニュアル（パス）の策定を検討する。

また、政策医療である救急・急性期医療を推進するため、精神科医療機関間の役割分担による救急システムの再構築や精神科救急24時間365日対応については、県や関係機関等と協議しながら、検討していく。

③地域の精神科病院等とのネットワークづくりの強化に向けた取組

地域医療連携室を中心に、精神科急性期治療患者の受け入れと治療後の地域ケアを円滑に提供するためのネットワーク（相互連携・支援システム）の構築や身体合併症患者に対する治療のための総合病院との連携を一層強化する。

(ロ) 自立生活支援事業の実施

①地域チームケアの実施

関係機関との協働チームで、それぞれの患者に対応した治療プログラムの導入や未受診者に対する相談を実施していくなど、計画的な支援を展開し、患者の早期社会復帰の促進を図る。

②訪問活動の実施

退院前訪問支援を多職種により積極的に行うとともに、退院後は訪問看護ステーショ

ンを中心として、再発防止という視点に加え、対象者の生活の質の向上を図るなど、就労までを視野に入れた訪問支援を展開する。

③リハビリテーションの提供

早期心理教育や早期作業療法など、急性期から地域生活を視野に入れた多様かつ体系的なリハビリテーションを提供する。

④地域生活支援体制強化に向けた取り組み

地域医療連携室が中心となって、保健所等関係機関との連絡会議等を開催し、地域生活支援体制の基盤強化を図る。

(ハ) 児童思春期医療の提供

①児童思春期外来の拡充・入院受入れ

児童思春期ユニットにおける入院患者の受入を拡大し、新病院における児童思春期病棟の効率的・効果的な運営を図るための取組を推進する。

また、県教育委員会と連携し、児童思春期ユニットの入院患者への教育支援を行う。

②児童思春期医療関係機関とのネットワークづくりに向けた協議

児童相談所など県内の関係機関や医療機関との協議を行う。

③思春期デイケアの実施

地域の拠点施設や関係機関との連携、役割分担のもと、実効性の高い医療の提供が可能となるよう検討する。

(ニ) 慢性重症者に向けた医療体制の整備

症状の特性に応じた治療・支援の枠組みの構築に向け、事例検討会や研修等の実施、治療指針・マニュアルの策定を行う。

(ホ) 医療観察法等の司法精神医療への対応

医療観察法の指定通院医療機関として、保護観察所等からの依頼に対して即応できるよう、医療観察法従事者研修会等に職員を派遣し、職員の資質向上を図る。

(ヘ) うつ・ストレス関連障害への対応

院内外の研修に職員を参加させ、対応スタッフの育成を図りつつ、医師を中心とした多職種チームによる治療プログラムの検討・実施を推進する。

(ト) 精神疾患に関する普及啓発活動の実施

地域・職域・学校を対象とした精神疾患に関する講演会の開催や地域の相談機関を対象とした研修会の開催により、精神疾患に関する普及啓発活動を実施し、精神疾患初期症状の早期発見に繋げる。

(チ) 臨床研究の推進

①臨床研究の実施と成果の公表

地域全体の医療の機能及び水準向上のため、臨床機能に加えて、医学部学生・研修医の教育研修や精神科医療に関わる多くの職種に対する養成研修を行うとともに、臨床研究の充実・強化に努め、情報発信を図っていく。

②研究成果の医療への活用

地域に向けた相談・情報発信等を行うため、研修・研究活動を統括し、地域メンタルヘルスを推進する体制を整備する。

③大学との連携体制の構築の検討・協議

高度先進医療・政策医療・モデル的医療を実践していくとともに、東北大学との連携大学院を通じて研究的活動の展開に努める。

ハ がんセンター

(イ) がん患者の状態に応じた適切な治療の提供

がんの種類や患者の状態に応じて、手術療法、放射線療法、化学療法、又はそれらを効果的に組み合わせた集学的治療など、最適な治療を提供する。

特に、集学治療棟において、PETによる検査及びトモセラピーによる放射線治療に加え、外来化学療法の実施により、集学的治療の一層の促進を図る。

(ロ) がん予防に関する県民への啓発

がん予防、早期発見、早期治療等の重要性を県民に知ってもらうため、職員が直接出向いて講演を行う「がん何でも講座」の実施や一般向けセミナーの開催など、がん予防啓発活動を積極的に推進する。

(ハ) 東北大学病院との機能分担による「全県的がん診療体制」の構築

都道府県がん診療連携拠点病院として、診療機能や患者相談支援・情報提供機能の整備及びがん登録の質的向上を図るとともに、地域連携を推進し、「全県的がん診療体制」の構築に向け、以下の取り組みを行う。

- ・ 緩和ケアに携わる医師を対象とした研修会及び緩和ケアを提供している病院との勉強会を定期的に実施する。
- ・ 放射線治療に携わる医療従事者に対する研修を実施するほか、地域がん診療連携拠点病院が実施する研修への講師派遣等の協力を図る。
- ・ 県内のがん患者会や家族会、関係団体等との意見交換会や交流会を通じて、がん情報提供や相談支援を行う。

また、県内の相談窓口の情報共有・ネットワーク化を推進する。

- ・ がんセンターの医療機能を効率的に提供するため、地域の医療機関との機能分担を進め、地域連携クリティカルパスの作成・運用の取組を進める。
- ・ 県内のがん診療連携拠点病院等で行われている院内がん登録の指導ならびに集積データの分析を実施するとともに、実施医療機関の増加に向けた講演会、講習会を開催する。

また、がん登録事業を実施する宮城県新生物レジストリーを活用し、地域がん登録の推進を図ることにより、がん対策及びがん診療の評価に資する。

(ニ) がん患者の療養生活の質の向上

・ がん患者の療養生活の質の向上を図るために、多職種で構成する緩和ケアチームにより、治療初期段階から精神的ケアも含めた緩和ケアを実施する。

また、がん患者の在宅療養を支援するため、地域のがん患者療養支援ネットワークと連携し、緩和ケア病棟施設を活用することにより、患者及びその家族のクオリティオブライフ（QOL）の向上を図る。

・ 緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する緩和ケアセンターの設置により緩和ケアの充実に努める。

(ホ) 研究の促進と研究成果の応用

高度で専門的な医療の提供に向け、大学との連携も図りながら医療機能や医療水準の向上に向けた基礎及び臨床研究を実施する。また、新薬開発に係る研究も積極的に受託する。

特にがんセンター研究所については、がん幹細胞を中心としたがんに対する先進的な

研究を促進し、その成果をがんの診断・治療法開発に向けて活用を図っていく。

また、研究の内容や成果については、がんセンターセミナー、県民公開講座、出前講座の開催、各種研修会への協力を通じて医療関係者のほか、県民の理解が深められるよう、積極的に公表していく。

(2) 医療機器、施設の計画的な更新・整備

平成29年度の主な更新・整備は次のとおり。

イ 循環器・呼吸器病センター

医療情報システム用サーバの更新

心電図ファイリングシステムの更新

ロ 精神医療センター

多項目自動血球装置の更新

マニュアル除細動器の更新

ハ がんセンター

病院の大規模修繕、病室の一部リフォームの実施

超音波洗浄装置の更新

高周波手術装置の更新

全自动輸血検査測定装置の更新

ニ 本部事務局

財務会計システム用サーバの更新

(3) 地域医療への貢献

イ 地域の医療機関との病病・病診連携の推進等

(イ) 循環器・呼吸器病センター

地域医療連携講演会の開催や地域医療機関への訪問、アンケート等の実施及び「連携だより」の定期発行などを通じ地域医療の質の向上と情報共有に努め、地域医療機関と強固な信頼関係を構築し連携を強化する。

さらに、地域で切れ目のない医療の提供を図るため、結核地域連携クリティカルパスの維持・強化を図る。

また、胃ろう連携パスについては、引き続き機能分担や協力体制の維持・強化を図る。

(ロ) 精神医療センター

急性期治療指針や慢性期治療指針等における考え方を整理し、地域連携クリティカルパスとしての発展的活用について、実施に向けて取り組む。

保健所や市町村の要請に応じ、精神保健福祉相談や講演等を行い、地域精神保健福祉担当者の質の向上に努める。

相談支援事業者や就労支援関連事業所等の関係機関との事例検討等を通して、職員の質の向上に努める。

連携医療機関との事例検討等を通して、良好な連携を実現していくとともに、新たに連携すべき医療機関についても検討する。

(ハ) がんセンター

提携する医療機関（連携病院）の増加を図り、地域連携クリティカルパスの運用を拡充する。

また、ホームページ等の活用により診療予約方法、受付時間などの情報を提供するほか、がんセンター便りや新患診療体制表の送付など、病病・病診連携に必要な情報を積極的に提供する。

□ 患者の紹介率、逆紹介率の向上

過去3年（平成23年から平成25年まで）の平均値の患者紹介率及び逆紹介率を、中期目標期間内に維持若しくは上回るよう努め、地域医療機関との連携を図る。

〔過去3年の患者紹介率・逆紹介率の平均値〕

	紹介率	逆紹介率
循環器・呼吸器病センター	68.5%	97.2%
精神医療センター	28.5%	45.4%
がんセンター	75.8%	43.2%

（4）医療に関する調査研究と情報の発信

イ 調査・研究の推進

（イ）循環器・呼吸器病センター

診療情報のコーディングなどにより、データベース構築の充実を図り、適切な情報の管理・活用及び情報発信に努める。また、医療機能や医療水準の向上を図るための調査・研究に努めるとともに、医学的調査・研究にあたっては、倫理審査委員会の活用を図り、適切に実施するとともに、研究成果等の公表に努める。

（ロ）精神医療センター

治療実績や医療に係る情報の蓄積・管理に努め、データベース化を行い、臨床活動に基づく調査研究を推進し、その成果の公表に努める。

また、倫理委員会の活用を図り、県内精神科医療の水準向上のため、調査・研修機能の強化に取り組み、積極的な情報発信に努める。

（ハ）がんセンター

治療実績や医療に係る情報の蓄積、管理に努めるとともに、診断や治療など臨床に応用するための調査・研究を進める。

なお、この調査・研究を進めるにあたっては、倫理委員会を活用した審査を行うなど、個人の人権や安全に十分配慮し、適切に実施する。

□ セミナーの開催と広報活動の実施

（イ）循環器・呼吸器病センター

調査・研究活動の成果については、医療関係者向けセミナーの開催や患者及び地域住民を対象とした健康相談会などを通じて広報活動を行う。

（ロ）精神医療センター

県民公開講座や出前講座等を実施し、効果的な広報活動を展開するとともに、地域医療連携室が中心となって、ホームページや広報誌等を活用し医療機関等に情報発信していく。

（ハ）がんセンター

医療機関、医療従事者向けに、調査・研究活動の成果に関するセミナー等を定期的に開催するとともに、県民及び患者向けに医療相談会等の開催を通じた広報活動を実施す

る。

ハ 学会等への積極的参加と関係機関への情報発信

学会等への参加及び学会や専門誌を通した研究活動の成果の発表を積極的に行う。

ニ WEBサイト等を利用した疾病や検診の情報提供

病院機構のWEBサイト等の広報媒体を通じ、県民が関心のある疾病や検診等に関する情報を分かりやすく提供する。

2 安全・安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けることができるよう、安全で安心な医療を支えるため、適宜、医療安全マニュアルの見直しや医療従事者の研修の充実を図るとともに、医療事故及びヒヤリ・ハットに関する情報の収集・分析を的確に行うなど、医療安全対策の更なる推進を図る。

また、患者に対して、医薬品及び医療機器に関する安全情報の提供や、服薬指導の充実を図る。

〔医療安全研修実施回数〕

循環器・呼吸器病センター	5回以上
精神医療センター	5回以上
がんセンター	5回以上

(2) 院内感染症対策の推進

院内感染対策委員会を開催し、感染管理や感染患者の把握、分離菌状況など、院内感染が発生した際に実施すべき事項について検討するとともに、病院職員の共通理解を深めるための研修を実施する。

併せて、院内感染症対応マニュアルについて、適宜、必要な見直しを行う。

〔院内感染対策委員会・研修実施回数〕

	委員会	研修
循環器・呼吸器病センター	12回以上	4回以上
精神医療センター	12回以上	4回以上
がんセンター	12回以上	4回以上

(3) 適切な情報管理

宮城県情報公開条例及び宮城県個人情報保護条例に基づき、情報管理や個人情報の保護を徹底していくため、職員に対する研修を実施する。

また、情報セキュリティに関する監査を実施し、実態の把握に努める。

〔個人情報保護研修実施回数〕

3病院・本部事務局	1回以上
-----------	------

〔情報セキュリティ研修・監査実施回数〕

	研修	監査
3 病院・本部事務局	1回以上	1回以上

3 患者や家族の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族にとってわかりやすい医療の提供

インフォームドコンセントを徹底するとともに、患者や家族の要望に応じたカルテ開示など、必要な情報の公開を行う。

また、セカンドオピニオンを適切に実施する。

さらに、患者中心の医療を提供していく旨を診察時に周知し、その方針を患者の目にとまる場所に掲示する。

患者や家族に対する情報の提供に当たっては患者満足度調査などにより、状況を把握しながらより分かりやすい説明に努める。

(2) 病院利用者の利便性・快適性の向上

イ 患者待ち時間の短縮

患者待ち時間調査を実施し、実態の分析、対応策の検討を行い、待ち時間の短縮に引き続き努める。

ロ 快適な院内環境の整備

病院利用者の快適性に配慮した院内環境の計画的な整備に努める。

ハ 相談窓口の充実

相談窓口の活用がより図られるよう、相談窓口の一層の充実に努める。

二 患者満足度調査の定期的実施と分析

病院利用者の利便性や快適性の課題を明確にするため、調査内容・方法について継続的に検討の上、患者満足度調査を実施し、具体的な対応策を検討する。

木 接遇に関する研修の実施

患者サービスの向上のため、患者及びその家族の立場に立った接遇を行うための研修会を実施する。

〔接遇研修実施回数〕

循環器・呼吸器病センター	1回以上
精神医療センター	1回以上
がんセンター	1回以上
本部事務局	1回以上

ヘ ボランティア受入体制の整備・充実

(イ) 循環器・呼吸器病センター

広報活動の充実によりボランティアの受入数の増加に努め、研修会の開催などによるボランティアの育成を図る。

(ロ) 精神医療センター

地域のボランティアと連携して、総合的かつ継続的にサービス提供できる体制整備の構築に向けて取り組む。

また、患者の早期退院・社会参加に向けて、地域ボランティアとの連携強化を図る。

(ハ) がんセンター

広報活動の充実強化により病院ボランティアを積極的に受け入れ、研修会の開催等を通じてボランティアの質的な向上を図り、患者・家族への支援を円滑に行えるようにする。

ト 通院の利便性向上に関する検討

病院利用者の通院方法等の調査と利便性向上に向けた検討を行う。

チ WEBサイトの充実

WEBサイトは最新の情報が提供できるよう、適宜更新を行い、利用者の視点に立った内容の充実を図る。

リ 食事療養の充実

(イ) 循環器・呼吸器病センター

病院食に関しては、患者に合わせた食形態での提供に努めるとともに、摂取量や食欲の有無を確認し、低栄養患者には早期に栄養サポートチーム（NST）介入を行う。また、退院後の生活環境に合わせ栄養指導を実施するとともに、在宅に関わる医療関係職員等へ栄養情報を必要に応じ提供し、退院後のQOLの維持・向上を図る。

(ロ) 精神医療センター

食事満足度調査を実施し、利用者の嗜好を分析して課題を十分に検討する。また、身体合併症を有する利用者のニーズを把握し、精神面を含めた生活全体の豊かさを高める栄養指導を実施する。

(ハ) がんセンター

摂取量や食欲の有無を確認し、患者に合わせた食形態での提供に努め、きめ細かな個別対応による食事を提供する。また、患者のQOLの向上につながる選択メニューの実施や季節に合わせた行事食を提供する。

4 人材の確保と育成

(1) 医師の確保と育成

イ 医師の確保

大学との連携強化や隨時募集とともに、3病院の人材資源の有効活用を図りながら、医療環境や業務量の変化、医師不足に対応した柔軟な医師の確保、配置に努める。

また、医師の負担軽減を図る医師事務作業補助者を適正に配置する。

ロ 研修医の積極的な受け入れ

(イ) 循環器・呼吸器病センター

循環器・呼吸器系疾患の専門的臨床修練の場を提供するため、研修プログラムや研修推進体制の整備を図り、後期研修医の受け入れに努める。

(ロ) 精神医療センター

将来精神科を標榜する医師のための研修プログラムを開発・推進する。

また、初期臨床研修の一環として、プライマリケアの基本的な診療能力（態度、技術、知識）に重点を置いた研修の推進体制の強化に努める。

さらに、地域全体の医療機能・水準向上のための臨床機能の拡充に加え、研修・研究機能の充実強化を図り、積極的な研修医の受け入れに努める。

(ハ) がんセンター

後期研修医の積極的な受け入れを行うため、昨年度に引き続きPR活動を強化とともに、特色ある研修プログラムの開発など推進体制の充実を図っていく。

また、初期研修については、東北大学病院、みやぎ県南中核病院、大崎市民病院の協力型臨床研修病院として、研修医の受け入れに努める。

〔研修医受入数〕

循環器・呼吸器病センター	3人以上
精神医療センター	22人以上
がんセンター	20人以上

ハ 研究・教育の強化

(イ) 循環器・呼吸器病センター

東北大学大学院医学系研究科の連携講座を活用して、呼吸器病態解析学分野及び感染症治療学分野に関する専門的人材の育成に努める。

(ロ) 精神医療センター

高度先進医療・政策医療・モデル医療の実践とともに、東北大学大学院医学系研究科の連携講座を活用して研究的活動の展開に努める。

また、医学部学生・研修医の教育研修や精神科医療に関わる職種に対する養成・研修に努める。

(ハ) がんセンター

東北大学大学院医学系研究科の連携講座の充実に努め、当センターの特長などのPRを強化し、学生を積極的に受け入れる。

〔連携大学院講座設置数〕

循環器・呼吸器病センター	2分野以上
精神医療センター	1分野以上
がんセンター	10分野以上

ニ 医師の資質向上

専門医、研修指導医等の資格取得や学会等の参加を奨励・支援するほか、院内研修プログラムのさらなる充実に努める。

(2) 看護師の確保と育成

イ 看護師の確保

合同就職説明会への参加、就職支援サイトでの情報発信、看護師養成校の訪問等の広報活動を行うほか、インターンシップ、病院見学、説明会等の機会を多く設け、人材確保のための募集活動を広く積極的に行う。

また、医療環境や業務量の変化等に応じた適正な看護体制を維持するため、看護師の柔軟な採用・配置に努める。

さらに、新卒看護師から若手・中堅看護師等、看護師のキャリアに応じた研修を計画的に実施するとともに、院内での相談サポート体制の充実を図り、看護師が働きやすい職場環境の醸成に努める。

□ 看護師の資質向上

認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励・支援するほか、院内研修プログラムのさらなる充実に努める。

また、認定看護管理者育成に係る研修への参加を奨励、支援する。

(3) 医療従事者の確保と育成

イ 医療従事者の確保

薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師等の医療従事者の人材を確保するため、各養成機関に対する募集活動を実施する。

また、医療環境や業務量の変化等に応じた適正な体制を維持するため、随時募集による採用等、柔軟な採用・配置に努める。

□ 医療従事者の資質向上

各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励・支援するほか、研修プログラムの更なる充実に努める。

(4) 医療系学生への教育

地域の大学等養成機関のニーズに対応し、医療系学生に対する臨床教育や研修の場として実習・研修生の積極的な受入れに努める。

(5) 事務職員の確保と育成

イ 事務職員の確保

病院経営や医療事務等に精通した社会人経験者を含めて広く人材を募集し、職員を計画的に採用する。

□ 事務職員の資質向上

各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励・支援するほか、病院特有の事務や法人運営について精通した人材を育成するため、研修会を開催するほか、診療情報管理士の資格取得への支援を実施する。

5 災害等への対応

大規模災害や新興・再興感染症（新型インフルエンザ）の発生時に3病院の職員が共通の認識をもって対応するため、連携方法や災害時の派遣チームの編成等のマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、東日本大震災の対応の検証を踏まえ、災害発生時に備え、通信手段や必要物資の確保対策を講じるとともに、病院毎に防災訓練を実施する。

[防災訓練実施回数]

循環器・呼吸器病センター	2回以上
精神医療センター	2回以上
がんセンター	3回以上
本部事務局	2回以上

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の確立

(1) 効率的な業務運営体制の推進

自律性、機動性に優れた効果的かつ効率的な業務運営体制の充実に努める。

また、既存の委員会等については、統合、整理など適宜必要な見直しを行う。

(2) 目標達成に向けた取組

理事会において業務運営体制のあり方について必要な検討を行うとともに、経営分析の実施や中期計画、年度計画の進行管理を行い、目標達成に向け必要な方策を講じる。

(3) 全職員による経営改善

経営改善に関して、院内の部会等を通じ職員間での情報の共有を図る。

また、病院経営に関する研修会の開催、職員提案制度の実施及び患者満足度調査の分析・検討により、職員及び病院利用者の意見を経営に反映させる体制づくりに努める。

[病院経営研修実施回数]

3 病院・本部事務局	1回以上
------------	------

2 収益確保の取組

(1) 診療報酬や制度改定に対する迅速な対応

診療報酬や制度改定への対応を専門的に行う職員の計画的な確保と養成を行う。

(2) レセプト検討委員会の定期的開催

「レセプト検討委員会」を定期的に開催し、診療報酬の請求漏れや返戻発生の防止に努め、査定率の低下を図る。

(3) 未収金の発生防止の強化、早期回収

未収金の発生防止のため、入院時の説明方法を検討し、必要な見直しを適宜行う。

また、既に発生している未収金については、回収を図るため、訪問回収や法的措置等により早期回収に努める。

(4) 病床及び医療機器の稼働率向上

イ 手厚い看護体制に対応した、病床の効率的利用

病床の効率的な利用を図るためのマニュアルを作成・活用し、病床の適切な管理に努める。

[病床稼働率目標値]

循環器・呼吸器病センター（一般病床）	30.0%以上
循環器・呼吸器病センター（結核病床）	24.0%以上
精神医療センター（一般病床）	71.0%以上
精神医療センター（精神科救急病床）	91.6%以上
精神医療センター（児童思春期病床）	85.7%以上
がんセンター（一般病床）	75.6%以上
がんセンター（緩和ケア病床）	86.4%以上

□ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器の稼働状況を把握し、稼働率を向上させるための方策を実施する。

（5）医業外収入の確保

病院資産を有効活用するなど、新たな収入確保のための検討を行い、実施可能なものについては、具体的な取組を進める。

3 経費削減への取組

（1）有利な調達手法の活用

契約に際しては、競争性を確保するとともに、調達業務の効率性に配慮しつつ、提案方式による業者選定、複数年契約、事業種類を組み合せた複合契約など多様な調達方法を活用する。

（2）医薬品・診療材料等の効果的な管理

医薬品、診療材料、医療消耗備品について、品目毎の使用状況、調達状況等を適切に管理し、費用の節減を図る。

また、同種・同效能・同機能製品への切り替えについて十分な検討を行い、配慮する。

（3）後発医薬品の導入及び調達医薬品等対象品目の整理

後発医薬品の情報や供給安定性等を考慮し導入の検討を行い、積極的な使用に努める。

また、同種・同效能・同機能製品を把握し、購入する医薬品の品目の整理を行う。

（4）業務委託の検証

業務委託については、業務内容の妥当性について継続的に検証する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経常収支比率の均衡

平成28年度の予算、収支計画、資金計画を確実に実行するため、以下の目標達成を目指すこととする。

なお、循環器・呼吸器病センターについては、医療機能を移管することを予定していることから、移管までの間の状況を踏まえた現実的な目標を設定することとする。

[経常収支比率・医業収支比率目標値]

	経常収支比率	医業収支比率
機構全体	100.2%以上	78.0%以上
循環器・呼吸器病センター	81.7%以上	35.9%以上
精神医療センター	107.6%以上	79.0%以上
がんセンター	103.9%以上	86.3%以上

2 経営基盤の強化

健全で効率的な病院運営を継続するため、未収金の早期回収、支払期日の見直し等キャッシュフロー重視の経営を行い、病院機構全体で資金収支の適切な管理に努め、経営基盤の強化を図る。

(1) 予算

別紙1のとおりとする。

(2) 収支計画

別紙2のとおりとする。

(3) 資金計画

別紙3のとおりとする。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

20億円とする。

2 想定される理由

賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備や研究・研修の充実などに充てる。

第7 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとするべき措置

1 人事に関する事項

(1) 医療従事者の迅速かつ柔軟な採用

必要となる医療従事者を迅速に確保するため、隨時に採用を実施する。

(2) 定型的業務のアウトソーシングや有期職員等の活用

定型的業務の内容を検証し、アウトソーシング実施の可否や、有期職員、再雇用職員の活用を検討するとともに、職員の能力開発研修を実施する。

また、専門的な知識経験を要する業務に従事させるため、必要に応じ任期付職員を活用する。

(3) 職員の業績や勤務成績を反映した業務評価制度の実施

業務評価制度の構築に向け、業務評価の手法等について検討を行う。

2 就労環境の整備

(1) 活力ある職場づくり

病院の経営改善に関して、院内の部会等を通じて情報の共有を図るとともに、各種研修会や職員提案制度等を実施し、職員からの企画提案を可能とすることを通じて、活力ある職場づくりに努める。

(2) 職員の健康管理対策の徹底

職員が健康で働き続けることができるよう、定期健康診断をはじめとする各種検診のほか、メンタルヘルスケア等を実施し、健康管理体制の充実を図る。

(3) 職員の負担軽減と家庭環境への配慮

医師事務作業補助者や看護師補助者等を適正に配置し、電子カルテシステムの効果的運用等により、職員の負担軽減とより安全な医療提供を図る。

また、がんセンターにおける院内保育所の24時間保育を引き続き実施し子育て中の職員を支援する。

さらに、家庭環境に配慮した休暇が取得しやすい職場づくりに努める。

(4) ハラスメントの防止と的確な対応

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントについて、職場内の意識啓発や研修会の定期的開催及び相談体制の整備等により、ハラスメントの無い職場環境をつくり、発生時には被害者の救済を第一に考えて、的確な対応ができる組織体制を構築する。

[ハラスメント研修実施回数]

3 病院・本部事務局	1回以上
------------	------

3 病院の信頼度の向上

(1) 病院機能評価の認定取得

各病院では、認定時の水準を維持していくほか、更新時の円滑な認定に向けた準備を進めしていく。

なお、精神医療センターにおいては、建替が予定されていることから、機能評価の更新は順延するが、自己評価等により認定時の水準を維持する。

(2) 認定施設等の認定・指定の推進

病院毎に、法律等に基づく指定医療機関や厚生労働省・学会による認定や指定の必要性等を考慮し、その取得に向けた検討、取り組みを実施する。

(3) 医療倫理の確立

患者の権利や日々の診療における臨床倫理の課題について、医療倫理に関する委員会において検討を行い、その検討結果を職員に周知する。

別紙1

年度計画(平成29年度)の予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	16,105
医業収益	12,077
運営費負担金	3,166
その他営業収益	862
営業外収益	222
運営費負担金	130
その他営業外収益	92
臨時利益	0
目的積立金取崩額	0
資本収入	1,369
運営費負担金	0
長期借入金	1,369
その他資本収入	0
収入合計	17,695
支出	
営業費用	16,065
医業費用	15,493
給与費	7,777
材料費	3,499
経費	2,713
減価償却費	1,316
研究研修費	187
一般管理費	198
給与費	163
経費	27
減価償却費	8
消費税及び地方消費税	35
取得資産に係る控除対象外消費税償却	51
控除対象外消費税	288
営業外費用	236
臨時損失	1
資本支出	2,720
建設改良費	1,519
償還金	1,201
その他資本支出	0
支出合計	19,021

(注1)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2)物価の変動等は考慮していない。

1 人件費の見積り

平成29年度は総額7,940百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

2 運営費負担金の算定方法

運営費負担金については、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第85条第1項の規定により算定された額とする。

なお、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

別紙2

年度計画(平成29年度)の収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
収入の部	16,294
営業収益	16,079
医業収益	12,051
運営費負担金	3,166
その他営業収益	862
営業外収益	215
運営費負担金	130
その他営業外収益	85
臨時利益	0
支出の部	16,269
営業費用	16,033
医業費用	15,286
給与費	7,777
材料費	3,499
経費	2,519
減価償却費	1,316
研究研修費	173
一般管理費	196
給与費	163
経費	25
減価償却費	8
消費税及び地方消費税	35
取得資産に係る控除対象外消費税償却	51
控除対象外消費税	464
営業外費用	236
臨時損失	1
純損益	25
目的積立金取崩額	0
総損益	25

(注1)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2)物価の変動等は考慮していない。

別紙3

年度計画(平成29年度)の資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金収入	18,370
業務活動による収入	16,291
診療業務による収入	12,077
運営費負担金による収入	4,100
その他の業務活動による収入	113
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,369
長期借入れによる収入	1,369
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	710
資金支出	17,497
業務活動による支出	14,777
給与費支出	7,800
材料費支出	3,771
その他の業務活動による支出	3,207
投資活動による支出	1,398
固定資産の取得による支出	1,398
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,322
長期借入金の返済による支出	588
移行前地方債償還債務の償還による支	613
その他の財務活動による支出	121
翌事業年度への繰越金	873

(注1)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2)物価の変動等は考慮していない。